

○川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

平成4年9月28日

条例第35号

改正 平成6年12月26日条例第44号

平成9年9月30日条例第44号

平成10年6月26日条例第36号

平成12年12月26日条例第85号

平成13年9月27日条例第41号

平成17年3月8日条例第5号

平成19年3月20日条例第18号

平成20年3月26日条例第12号

平成20年9月24日条例第31号

平成21年6月26日条例第20号

平成22年9月24日条例第28号

平成23年9月26日条例第75号

平成23年12月21日条例第134号

平成26年9月26日条例第68号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、その生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童(規則で定める状態にある児童を除く。)の母が当該児童を監護する家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父が死亡した児童

ウ 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ その他アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（規則で定める状態にある児童を除く。）の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 母が死亡した児童

ウ 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 母の生死が明らかでない児童

オ その他アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）及び同法第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親」という。）以外のものをいう。

(1) 父母がない児童

(2) 母が監護しない前項第1号アからオまでのいずれかに該当する児童又は母がない同号ア若しくはウからオまでのいずれかに該当する児童

(3) 父が監護せず、若しくは父と生計を同じくしない前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童又は父がない同号ア若しくはウからオまでのいずれかに該当する児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「保険給付」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給及び訪問看護療養費の支給

(2) 規則で定める法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給及び家族訪問看護療養費の支給

6 この条例において「一部負担金等」とは、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）から法令の規定による医療に関する給付及びそれ以外の医療に関する給付であって国又は地方公共団体の負担によるものに係る額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額に係るものを除く。）を控除した額をいう。

（平成13条例41・平成17条例5・平成19条例18・平成20条例12・平成20条例31・平成21条例20・平成22条例28・平成23条例134・一部改正）

（対象者）

第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 規則で定める施設に入所している者

- (4) 小規模住居型児童養育事業者又は里親に委託されている者
- (5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者
- (6) 同一の児童について、父及び母のいずれもが前項の規定による対象者の要件（以下「対象者の要件」という。）に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが対象者の要件に該当するときの当該父
- (7) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者の要件に該当するときの当該養育者

（平成10条例36・平成13条例41・平成17条例5・平成20条例12・平成20条例31・平成21条例20・平成22条例28・平成26条例68・一部改正）

（受給者証の交付）

第4条 医療費の支給を受けようとするひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）は、規則で定めるところにより市長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

（平成22条例28・旧第5条繰上・一部改正）

（医療費の支給）

第5条 市長は、対象者について保険給付があったときは、ひとり親等に一部負担金等に相当する額から付加給付金を控除した額の医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、税の申告を行わないこと等ひとり親等の責めにより過分の自己負担があると推定されるときは、市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内の額を支給することができる。

（平成19条例18・全改、平成22条例28・旧第6条繰上、平成23条例75・一部改正）

（支給の制限）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、医療費を支給しない。

- (1) ひとり親等の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定

する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の所得又はひとり親等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(3) ひとり親等が税の申告を行わないこと等により前2号に規定する所得を確認することができないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則で定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（平成22条例28・追加）

（支給の方法）

第7条 医療費の支給は、ひとり親等からの申請に基づいて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が市長が指定した病院、診療所、薬局その他の者（以下「医療機関等」という。）から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けたとき又は市長が指定した訪問看護事業者から訪問看護を受けたときは、ひとり親等に代わって一部負担金等に相当する額を当該医療機関等又は訪問看護事業者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、同項の対象者について、ひとり親等に医療費の支給があったものとみなす。

（平成19条例18・全改）

（届出義務）

第8条 ひとり親等は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（平成22条例28・一部改正）

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平成19条例18・一部改正)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、第三者の行為によって生じた対象者の疾病又は負傷に関し、当該対象者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(平成19条例18・追加)

(支給金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けた者があるとき、又は第2条第6項の規定により国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から控除をすべき医療に関する給付を受けた者であつて当該控除を行わずに医療費の支給を受けたものその他過誤払が生じている者があるときは、これらの者から既に支給した医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(平成20条例31・全改)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成19条例18・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。

(平成23条例75・旧附則・一部改正)

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の日(以下この項から附則第4項までにおいて「編入日」という。)前に、編入前の鳩ヶ谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平

成4年鳩ヶ谷市条例第19号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)の規定の適用を受けていた者の編入日前の診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る医療費の支給については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

(平成23条例75・追加)

- 3 編入前の鳩ヶ谷市条例の規定により交付された受給者証は、編入日から平成23年12月31日までの間は、第4条の規定により交付されたものとみなす。

(平成23条例75・追加)

- 4 前2項に規定するもののほか、編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23条例75・追加)

附 則 (平成6年12月26日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日以後における国民健康保険法及び社会保険各法の規定による療養に要する費用から適用する。

附 則 (平成9年9月30日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年9月1日以後に受けた国民健康保険法及び社会保険各法の規定による療養に要した費用から適用し、同日前に受けた当該規定による療養に要した費用については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 平成9年9月1日から同月30日までの間に受けた療養に要した費用に係るひとり親家庭等医療費の支給額の算定については、改正後の条例第6条第1号の規

定による控除額が改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条第1号の規定による控除額を上回ることとなる場合は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 平成9年9月1日から平成11年3月31日までの間における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円」とする。

附 則（平成10年6月26日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第85号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた国民健康保険法、社会保険各法その他の規定による療養に係るこの条例による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定によるひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月27日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた国民健康保険法、社会保険各法その他の規定による療養に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月8日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第18号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第12号）



この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月24日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月24日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条に規定する受給者証の交付を受けている者（同条例第3条第1項第1号に該当する者のうち児童と生計を同じくしない父に限る。）の施行日から平成22年12月31日までの間に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る医療費については、なお従前の例により支給する。

附 則（平成23年9月26日条例第75号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第134号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条及び第15条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日条例第68号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。